岐阜県栄養士会災害対策チーム運営要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人　岐阜県栄養士会

（目的）

1. この要綱は、岐阜県内及び近隣の県で大規模な地震、台風等の自然災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、岐阜県栄養士会が迅速に関係機関と連携・協力し、岐阜県栄養士会災害対策チーム（以下「災害対策チーム」という。）を組織し、大規模災害時における栄養補給等の支援体制について定めることを目的とする。

（組織及び構成員）

1. 災害対策チームは、岐阜県栄養士会会員のうち次のメンバーで構成し、会長が総括する。

（1）災害対策チームのリーダー（以下「リーダー」という。）は以下のメンバー

とする

・会長、副会長、事務局長、企画総務部長、組織部長、ぎふD-DATリーダー、

公衆衛生事業部長、医療事業部長、福祉事業部長、学校教育事業部長

　　　　（2）災害対策チームのスタッフ（以下「スタッフ」という。）は、ぎふD-DATスタッフ登録者とする。

（事務局）

1. 災害対策チームの事務局は岐阜県栄養士会事務局内（岐阜市下奈良2丁目2番1号　岐阜県福祉・農業会館3階）に置く。

2　事務局は、会長の指揮のもと構成員の管理、連絡等を行う。

（災害対策チーム本部）

1. 会長は大規模災害発生時に災害対策チーム本部を岐阜県栄養士会事務局内に置く。

2　災害対策チーム本部長には会長があたる。会長が任務につけないときは副会長が代行する。

（活動内容）

1. 災害対策チームは次の活動を行う。
   1. 平常時の活動

会員及びスタッフへの研修企画、運営

災害対策マニュアルの周知と活用

* 1. 大規模災害発生時及び発生後の活動

リーダーは災害対策チーム本部に参集し、関係機関と連携し、次の支援を行う。

1. 災害時要援護者への食料品（栄養調整食品）等の供給に関する協力
2. 避難所における健康相談に関する協力
3. スタッフの招集と派遣
4. 被災地からの支援要請に応じ、日本栄養士会災害支援チームと協力し栄養補給物資等の支援を行う。
5. 近隣県からの災害支援の受け入れに関する調整。

（経費の負担）

1. 災害対策チームの管理運営に掛かる事務経費等については、岐阜県栄養士会が予算の範囲内で負担する。ただし、スタッフ研修費等については日本栄養士会の助成金を充てることができる。

（その他）

1. その他災害対策チームに係る事項については、別途会長が定めるものとする。

　　附則

　　　　１、この要綱は平成28年7月17日から施行する。

２、本運営要綱の改廃は、災害対策委員会において審議し、これを行う。

３、本運営要綱は平成28年10月8日に改訂した。